

近世城郭の築城と破却

—熊本県芦北町佐敷城を中心として—

花 岡 興 史

はじめに

近年では考古学的に中・近世が対象とされ、発掘も多く行われるようになってきたが、いまだにその結果においては不十分な感がある。なぜなら中・近世という史料を中心とした歴史学的概念を、遺物や遺構を中心とする考古学的概念とあてはめる事が非常に困難であるからである。このことは、中世と近世のメルクマールを歴史学的・考古学的にどのように考えるかという問題でもある。たとえば考古学的に中世と近世の区分をどこに置くかについての見解は、いくつか見られるが⁽¹⁾、共通認識があるとはとても言えない状況である。また一方歴史学においても太閤検地を画期とする見解⁽²⁾もあるが、単純に政治的な区分に於いて戦国時代、織豊時代、江戸時代としたほうが一般に理解がしやすいように思われる場合もある。

このように中世・近世の研究で、歴史学と考古学が時代観を共有するのは、たやすいことではない。しかし、近年の発掘に於いて、歴史学的な見解と考古学的な見解が、特に初期の段階で比較的に一致すると考えられるのが中・近世の城郭調査である。なぜなら城郭の構築技術変遷は、その時代時代、特に混乱時の、直接的な要求を示していると考えられるからである。また中世城・近世城という概念は、現段階では支配的な見解は見られないが、ここでは歴史学的な見地も含み、著者は本格的な近世城の出現を織田信長の安土城とし、それ以前を中世城と考えている。

このような前提を踏まえ本稿では、芦北町の佐敷城跡の考古学的成果を積極的に取り入れ、近世城郭の築城と破却について、良質な文献史料を積極的に用いることにより⁽³⁾考察を行いたい。またあわせて統一権力にとって築城と破城とはどのような意味をもっていたかということを検証したい。

第一章 佐敷城の築城について

一、佐敷城の歴史

佐敷城の歴史は、加藤清正が小西行長とともに、天正十六年（1588）豊臣秀吉により肥後国的一部をあたえられたことにはじまると考えられている。このとき肥後国の大部分は隈本城（後の熊本城）を本拠地とし北部肥後を領する清正と、宇土城を本拠地とし天草郡を含む南部肥後を領する行長とに分割統治された。しかし、このうち肥後国南部の芦北郡だけは津奈木・水俣地区の豊臣蔵入地を除き⁽⁴⁾清正が領有した。このとき佐敷城は清正の支城として機能し、城代には加藤与左衛



佐敷城跡調査区配置図（全体図）

芦北町文化財調査報告第2集『佐敷城跡』

門重次をおいた。

当時、佐敷城を特に有名にしたのは、後に「梅北一揆」と呼ばれる事件である。天正二十年、島津氏の家臣である梅北国兼らが佐敷城を、秀吉の命であるから明け渡すようにと要求した。そのとき佐敷城の留守居は機転を利かして陣中見舞いをする振りをして、隙を見て梅北国兼を殺害し一揆勢を討伐したというものである⁽⁵⁾。内容については不明な点も多いが、秀吉の統一政権と朝鮮出兵に反旗を翻した島津氏の行動であったと理解されており、豊臣政権を震撼させるには十分な事件であったと考えられる⁽⁶⁾。

その後佐敷城は、関ヶ原の戦いで小西行長が改易され、徳川政権のもとでほぼ肥後國一国を領有した加藤清正がそのまま支城として存続させ、その嫡子忠広の時、元和の一国一城令で破却されたと言われている。

二、近世城郭石垣の形式分類について

近世城郭の築城時期に関して大きく関係するものが、石垣構築の技法の変遷であることは疑いのないことであろう。その石垣の形式分類に関しては一般的に「野ヅラ・打込ミハギ・切込ミハギ」と三種類が紹介されている。また単純にこの順番で石垣の構築技術が発達しており、「切込ミハギ」が最も進んだ技術であるように考えられており、この分類は一般向けの入門書等に多く見られている。

しかしこの三種類の形式分類は、江戸時代中期の荻生徂徠の著した『鈴録』に依拠したもので、ある程度の理解を得ることはできるが、この内容では、近世初期段階の石垣の構築技術の変遷を見ることは難しい。荻生徂徠はこの三種類について石垣の勾配（傾斜角=矩（のり））の原則も説明している。これについて北垣聰一郎氏は、現地踏査を中心に石垣を検証し、多くの現存石垣がこの形式分類に必ずしも符合しないとした⁽⁷⁾。また北垣氏は多くの現地踏査や史料の調査により次のように石垣の形式分類をおこなった⁽⁸⁾。

つまり北垣氏の形式分類を要約すれば、隅角部分が算木積みとなり、それが成熟し完成の域に発達したことと、稜線の反りの発達を総合判断し編年が可能であるという。この見解は、それまでの石垣の単純な三種類の分類に対し初めて学術的な考察を行った功績において他の追随を許さないものであると言えよう。

著者は概ねこの形式分類については賛同するが、詳細については検討を要すると考える部分もある。その理由は第一に同時期に全国の石工が石垣の構築に関し、同じ概念や技術を用いることができたか。第二に石垣に用いる石材により、石垣の形式が変化することはないかなどである。つまり近世城郭の石垣積みの技術は短期間で完成していくことから、この形式分類を単純に使用するのは難しいといえる⁽⁹⁾。

しかし、この形式分類が石垣の築石部と隅角部を中心に分類し、それに史料を加えて実年代を導き出したことは、今後も城郭の形式分類の指標になることは間違いない。また多くの研究者が、こ

の分類を何らかの形で継承していることも事実である。

三、佐敷城の石垣の編年⁽¹⁰⁾

佐敷城では、築城・改築の段階を発掘調査や歴史的見地からの、次の三期に分けることが出来る。（表一）参照）以下個々の石垣の成立年代について、前記の北垣氏の時代的分類を踏まえ、且つ発掘主任の佐藤伸二氏の意見を参考に考察を行いたい。⁽¹¹⁾

佐敷地方は、相良氏によって芦北地方の拠点として発達した。その後豊臣秀吉の九州平定後、肥後の国衆一揆を経て葦北郡の一部は加藤清正領となり、残りの津奈木・水俣地方は豊臣蔵入地（直轄地）となった。ここに近世城郭としての佐敷城が誕生することになる。この頃を第Ⅰ期と考えた。梅北一揆の舞台ともなったことからみて、文禄元年（1592）の朝鮮出兵の時には、この第Ⅰ期の佐敷城は存在していたのではないかと思う。

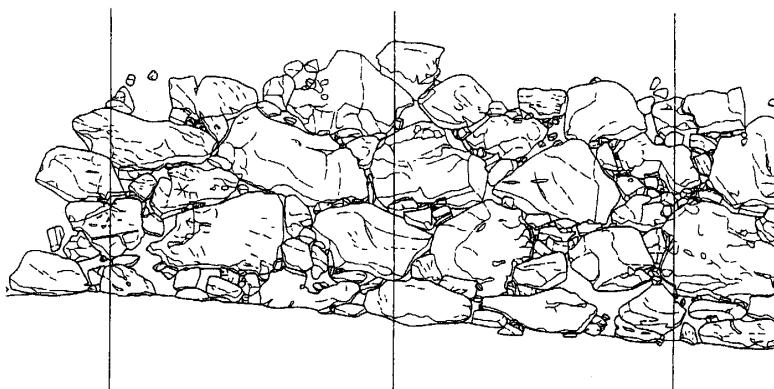
次に第Ⅱ期は、二の丸と三の丸の間にある石垣の部分から、李朝系の瓦が出土し、これが熊本城から出土した滴水瓦（「慶長四年」の銘あり）と同系統のものであることから、慶長二～三年（1597～8）頃ではないかと考える。

第Ⅲ期は、「慶長肥後国絵図」が慶長十年（1605）頃から編集が始まったことと、関ヶ原の戦いで世情が不安になり、全国的に築城ラッシュが慶長十～十五年（1605～10）頃にあったことから考えて、この時期に最後の大改築が行われたと推察できる。

以上三期が、佐敷城の築城と改築の時期であると推測できるが、次にこの三期の石垣を比較検討を行いたい。

先ず第Ⅰ期からみてみると、これらの石垣は結晶質石灰岩を主に用いていることが第一の特徴である。石垣構築の技法を検討すれば、

築石部——大きさが不揃いの野面石と雜割石を併用した、野面積みであり、石の間には間詰めをしている。基本は布目崩し積みである。合端は二番である。検出石垣は僅かであるが、勾配は緩く、反りは直線的である。断面図を見ればかなりの凹凸が見られる。石垣のプランとしては地形にそった石積みをしている。



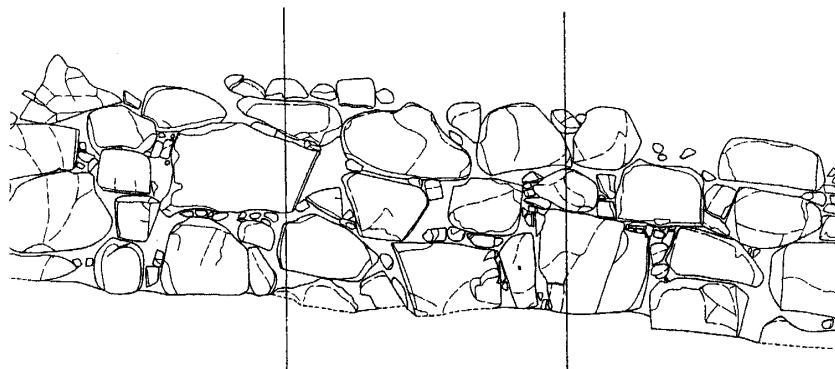
第Ⅰ期の石垣

隅角部 —— 本丸南西部に僅かにみることが出来るが、石材に角閃石ディサイトを使用していることから、第Ⅱ期の可能性が高い。もしそうならば第Ⅰ期の隅角部は不明である。

次に第Ⅱ期の石垣であるが、

築石部 —— 野面石と雜割石を併用しているところは、第Ⅰ期と同じである。しかし、石材に結晶質石灰岩の他にチャートや、角閃石ディサイトの使用がみられる。石積みは布目崩し積みで、石の隙間には間詰めをしており、また僅かではあるが石材の規格化が見られる。一部では鏡積みを呈している部分も見受けられる。合端は二番であり、勾配は緩く、反りは直線的である。検出石垣は少なく、現段階では僅か三カ所のみである。ただ本丸部分や、三の丸追手門（虎口C）の部分では、第Ⅰ期の石垣を延長もしくは追加したような形が見られる。部分的に第Ⅰ期での石垣を直線化している。一部には矢（一つ）を入れて割った石もある。

隅角部 —— 第Ⅰ期の石垣と判断に迷うところであるが、前述のように石材が角閃石ディサイトであることから、第Ⅱ期であると判断した。石材の形状は同様に野面石と雜割石を使用している。石材の加工痕は見られず、角石の控えは短く、算木積みも呈していない。石尻は下がり、隅角は「曲尺」を配す形にならず、先尖りとなりヤセ角を造る。ただ第Ⅰ期の石垣と繋いでいることから、隅角部を構成する角石の左（西側）の引き手の部分（平）にかなりの隙間がある。そのため、特に強くヤセ角を造るように見える。このような隅角部を持つ場合は、結果的に鼻先が欠け、強度の弱いものとなることから、石垣の成熟度としては初期の段階のものである。稜線は直線的で、角脇石の概念は見られない。

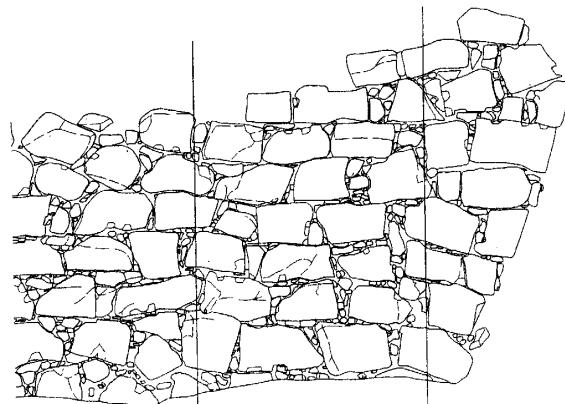


第II 石垣立面図

第Ⅲ期の石垣は、この時代の石積みとしては進んだ技術を持っている。以下その特徴をあげれば、

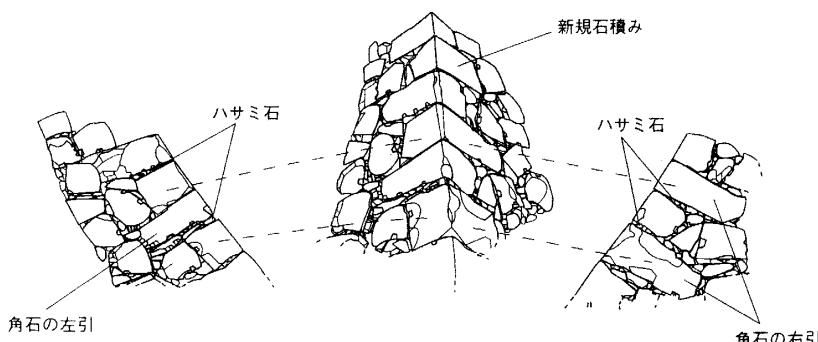
築石部 —— 殆どが角閃石ディサイトである。石材に規格化の意識を持ちつつ、割石を用い、ノミによる調整痕も随所に見ることが出来る。かなりの石が矢（主に三つ）を入れて割ってある。積み方は典型的な打込みはぎで、布目積みの形を取るが、横目地がほぼ通っている箇所と、全く通らない箇所に分かれ、積み方の統一性が全てに渡ってあるわけではない。合端は一番であわせてあり、端持ちを採用し、石の間に小石で調整してある箇所もかなり見ることが出来る。勾配はそれまでと

比べてやや急になり、多少であるが反りを見ることが出来る。墨書や刻印をともなう石も確認できる。



III期 石垣立面図

隅角部——丁寧な加工を持ち、規格化の意識をかなり見ることが出来る石材を使用している。石尻をかなり下げた物もかなり見ることが出来、角石の控えもかなり長くなってきており、それを強く両側に引いている。隅角にはヤセ角は見られず、曲尺を配す形を取っている。また石の間に小石をはさんで調整している箇所が随所に見える。角脇石の概念は見えつつあるが、完成された物ではない。



III期 隅角部展開図

この佐敷城石垣の編年については、著者が『佐敷花岡城保存整備報告書』(以下、『整備報告書』) (12)において三種類に形式分類をおこなったものであるが、基本的には現段階でもこの分類と大きく異なる見解を持っていない。よってこの分類を総括すれば以下のようになる。

推定年代	石 材			隅角部	築 石	合端	勾配	反り	時代の根拠
	形狀	大きさ	石 質						
I 天正～文禄	野面石 +雜割石	不揃い	結晶質石灰岩 チャート	不明	野面積み	二番	ゆるい	直線	梅北一揆
II 文禄～慶長	野面石 +雜割石	多少 不揃い	チャート 結晶質石灰岩 角閃石ディサイト	非算木 加工なし (布目崩し)	布目崩し 鏡積み	二番	ゆるい	直線	李朝系の瓦
III 慶長～元和	割石 ノミによる 調整痕	規格化の 意識あり	角閃石ディサイト	算木 加工あり (布目状)	布目崩し	一番	やや急	多少 反り	慶長肥後国 絵図

<表一>佐敷城石垣編年表

＜表一＞は『整備報告書』すでに示したものであるが、それぞれの特徴を簡単に言えば「Ⅰ期」の石垣は、合端は二番である野面積みであり、石灰岩を多用している。また地形に沿ったプランを呈している。なお同時期の石灰岩を使用した同様の石垣は、八代市の麦島城跡に見られるが、同じ肥後国内でもこの時代は小西行長領であることから、単純に同じものであるとは言えない。

「Ⅱ期」の石垣は、検出面は少ないが合端は二番である布目崩し積みである。鏡積みを呈しているものもある。この鏡積みについては控えが極端に少ない薄手の石を使用するのが特徴である。しかし、この石垣は強度的に問題があるのは容易に理解できるが、何故このように不安定な石積みがこの時期に存在するのかは不明である。また管見の範囲内では、肥後国加藤領内ではこの積み方の城跡はまだ見えない。

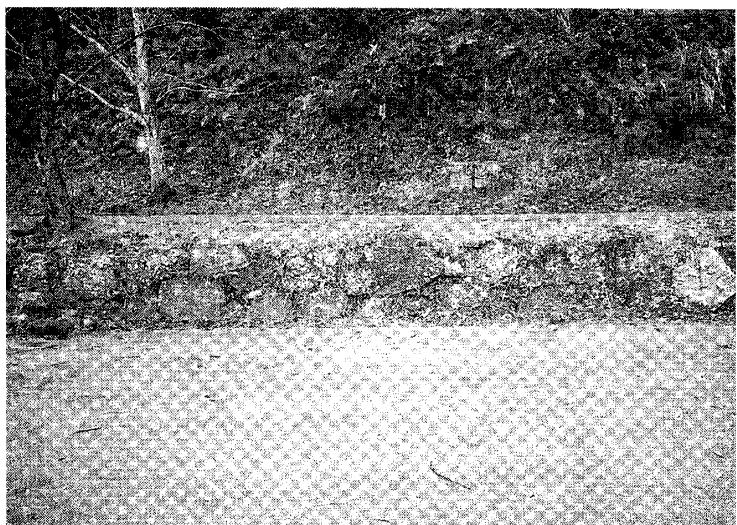
「Ⅲ期」については以前の『整備報告書』で、佐敷城の描写が見られる「慶長肥後国絵図」⁽¹³⁾の成立が慶長十年（1605）頃であること⁽¹⁴⁾と、関ヶ原の乱後世情が不安となり慶長十四、五年ごろ全国的に築城ラッシュを迎えた時期⁽¹⁵⁾が史料で確認できることと、石垣の構築状況が規格化のある石材を用いた算木積みを呈した隅角部分を持つことから、慶長十年から十五年の改築であろうと推察を行った。

これについてその後の発掘調査の整理作業で「慶長十二年」銘の瓦が発見され、この推察に対し一応の結論を見ることが出来た。

またこの「Ⅲ期」の石垣については、残存状況はあまりよくないが、加藤領であり同じ芦北郡内にある水俣城の石垣に酷似する。水俣城のこの段階の石垣の構築時期は、長く見ても水俣地区が豊臣蔵入地から離れた慶長五年から⁽¹⁶⁾、幕府から水俣城の破却の下知状⁽¹⁷⁾が出された慶長十七年の間であろう。



＜写真1 鏡積み＞



＜写真2 水俣城の残存石垣＞

第二章 佐敷城の破却について

佐敷城の破却時期については、いくつかの時期、もしくは段階が考えられる。しかし、多くの城郭がそうであるように佐敷城に関して具体的に破却を示す一次史料は少ない。よって、ここでは佐敷城と関係あると思われる二つの内容について検証したい。一つがいわゆる元和一国一城令段階で、二つ目が寛永期の破却である。しかし、佐敷城が一国一城令で破却されたという一次史料は管見の範囲ではあるが確認できない。

一、一国一城令について

元和一国一城令については多くの先行研究がある⁽¹⁸⁾。例えば小和田哲男氏は、一国一城令は突然出現したものではなく、各戦国大名によってとられた支城破却が、次の織豊期の「城割り」へと制度化発展し、その後幕府権力により「一国一城令」として最終盤をむかえたとしている⁽¹⁹⁾。これらの研究の中で小和田氏の見解によれば、その対象・範囲を検証し一国一城令は緩やかに浸透し、その成果は数年を要している。つまり、発令の段階では破却されなかった城も多く、実態としては不統一性がみられるという。

その後白峰旬氏はこれに再検討を加えた⁽²⁰⁾。白峰氏によれば、管見の元和一国一城令に該当する年寄奉書は、山内氏・島津氏・黒田氏・毛利氏・鍋島氏の五大名宛のものしか見られないが、支城破却の実施状況からして、発令対象が西国の国持大名であったことはあきらかである。そして、その対象は外様大名だけではなく徳川の家門大名であっても、国持ち大名であれば対象に含まれる。また細川氏や鍋島氏が迅速に対応していることから発令対象の大名は、発令後数カ月以内に支城破却をおこなったという。白峰氏の見解は、今までの不完全であった元和一国一城令の研究について総合的に整理し、体系化しており、その功績は大きいと言える。

一国一城令については、慶長二十年に江戸幕府年寄奉書形式で発給されたことは明らかである。この奉書発給を先ず第一に考えるならば、元和一国一城令は次の点の特徴をみることが出来る。

- 一、永続的効力を持たず、時限的効力のみを持つ。
- 二、奉じられた將軍の地位の上昇をもたらすが、個々の大名に発給されたことから、この段階での幕府法の限界を示している。
- 三、豊臣氏滅亡の直後に発給されたことから、大名たちの動搖を押さえる意味で、遠慮がちな丁寧な表現を使用している。
- 四、折紙奉書を利用して各大名の反応を確かめていると考えられる。

以上の事を総合的に判断すれば、一国一城令の発令段階では幕府の政策は諸大名に対してある種の遠慮を感じることが出来る。これに関して著者は以前、この遠慮は翌月出される武家諸法度によ

りなくなり、その後江戸幕府の「法」の支配が確立したとし、一国一城令の性格を武家諸法度より始まる一連の大名統制の試験的要素があるとして位置づけた⁽²¹⁾。つまり元和一国一城令は「法」もしくは「令」として絶対的な強制力をともなわいものであったと考えた方が自然である。それが蓋然的に効果をもたらしたことにより、徳川幕府が霸権を確信した後に武家諸法度を主権者として出すことが出来たのである。このことは横田冬彦氏がその後、「一カ月後、この城郭規定は武家諸法度第六条に取り入れられることになるが、一国一城令は西国大名の反応を確かめるための、武家諸法度の先行試験的な意味があったと思われる」とほぼ同様の内容を著している⁽²²⁾。

二、佐敷城の寛永期の破却

元和一国一城令は、具体的な強制力を持たないものではあったが、各大名からは恭順の姿勢で受け入れられ、その結果多くの城郭が破却されている。しかし、その破却は徹底したものではなかったといえる。その一つの例が、佐敷城がその後でも破却されているということである。その具体的に一次史料で確認できるものは、寛永十四年に起こった一揆、「天草・島原の乱」後の破却であろう。この一揆は翌年二月二十八日の原城落城により終結をみるが、その後、幕府軍は一揆後の処理と再発防止に迅速に行動し、先ず三月一日に原城本丸の破却を命じ、その後個々の大名に領内の古城の状況を報告させ、その状況により再度破却を命じている。

この一国一城令後の寛永十五年の再破却には、佐敷城について何点かの史料が現在確認できる⁽²³⁾。以下日付を追ってみてみたい。

＜史料一＞

四月十二日の追而書案、細川忠利、中沢一楽宛披露状⁽²⁴⁾

一、伊豆守殿・左門殿逗留ハ、島原・天草之御仕置、又百姓武具など被成御取、又国々ニ石垣など残候古城などハ、石垣をのけ候へなとゝの御用と、下々沙汰仕候、此外不存候、とかく備中殿ニ被仰越候儀共、又被存寄通、両人より言上被仕、其御返事迄者、小倉ニ逗留と申候事、

これは、小倉より熊本に四月十日に帰国した⁽²⁵⁾細川忠利が、江戸にいる父の忠興に送った披露状である。これによれば小倉で情報収集した忠利は、小倉に幕府上使松平信綱（伊豆）・副使戸田氏鍊（左門）が逗留している理由の一つは、天草・島原の乱後の、国々の古城の石垣の調査と、それを破却をするためであると、大名たちは認識している（「下々沙汰仕候」）と忠興に報告している。

＜史料二＞⁽²⁶⁾

四月十四日

一、御国中ノ古城ニ石かきのこり有之所候ハゝ、早々御こわさせ被成候へとの御触ニて候間、

急度相改、石かきの有之候古城候ハゝ、書付可差上旨、御奉行津川四郎右衛門殿

四郎右衛門殿より之御使中西傳兵衛

右之通重而修里を以被成御尋候

御請ニ

いつれも古城之分、石かきくづし申通候承候間、定而別条御座有間敷と存候、左候ハゝ、為念候間、見せニ遣可申候由、申上候ヘハ、

左様ニ可有之とハ被思召候ヘハ、為念見せニ可遣候は、被為得其意由被 仰出也、

この史料は細川家の政務記録である「奉書（細川）」⁽²⁷⁾ の内容であるが（以下江戸幕府発給の奉書と混乱を避けるため「奉書（細川）」とする）、忠利が忠興に書状を送った二日後には、細川家に「御国中ノ古城ニ石かきのこり有之候所候ハゝ、早々御こわせ被成候へ」との「御触」があり、石垣のある古城の書付を提出するように指示している。そして古城の石垣を本当に破却してよいかの確認している。そして約半月後に古城の石垣の調査が終わったようである。

＜史料三＞⁽²⁸⁾

五月五日

一、御郡々々古城石かき并土手・古堀のこり有之候哉、改候へと、先日被 仰付候か、いかゝ候やと、須佐美権丞御使者被 仰出候事、右之段、先日被 仰出候、則申ふれ、大形申来候、芦北郡ノ古城之事、念を入候と重疊申渡ニ付而、いまた不申来候、定而近日可参候間、可申上由、御請申上候事、

これも同じ「奉書（細川）」である。御触が古城の石垣の破却を示しているのに対し、石垣の他に土手や古堀まで神経質に調査している。そして「芦北郡の古城」については、特に念を入れて調べるようにとの指示をしており、それに対する報告が未だ無いことにたいし、早急に報告すべき事を指示している。つまり芦北郡の古城は、古城の調査が不十分な段階でも気にかかる存在であったと思われる。ただしこの段階で芦北郡の古城が佐敷城そのものを指していたのかは不明である。おそらくこの中で、芦北郡の古城とは佐敷城だけではなく、芦北郡の城全般と解釈した方がよい。

＜史料四＞⁽²⁹⁾

五月十日、細川忠利、戸田氏鍊宛書状

一筆令啓上候定る者也、可被成御下着候、上様弥御機嫌能可被成御座と奉存候、然者、我等国之内ニ古城之石垣など候ハゝ、崩させ可申由被仰聞候つる、左様之所者御座有間敷と存候由申入候へとも、為念と存此間中迄答、左様之所も久敷城地などニ御座候事も候わんと、色々尋候へとも、只今迄ハ見出不申候、合志郡と申郡に五・六十年以前合志と申仁居申候、山も茂り久敷

儀ニテ、城山とも近代之者ハ不存候、是を承付見申候ヘハ、山ニ豎横ニちいさき堀など御座候
処、賢キ山にて候間、石垣にてハ無御座候へとも、此中かゝり候て、切埋申事候、無故事を仕
置、其上大木茂り下々骨を折申候事、可被成御推量候、恐惶謹言

五月十日

戸田左門様

人々御中

＜史料四＞は内部調査が終わり、副使戸田氏鎮に対してその報告のための書状である。これによれば細川氏は、＜史料二＞にみえる古城石垣の破却についての御触の内容をうけ、色々調べたが、石垣のある古城は今まで見つからない（「只今迄ハ見出不申候」）。ただ石垣の古城ではないが、合志郡に五・六十年前の古城があり⁽³⁰⁾ 最近の人が認知していない程度のものであったが、現地を見れば小さな堀があったためそれを埋めている報告をしている。ただこの段階では五月五日の「奉書（細川）」にみられる「芦北郡の古城」については、全く触れられていない。

＜史料五＞⁽³¹⁾

六月七日、細川忠利、戸田氏鎮宛書状

御下向候而 上様御機嫌之程察入存候、

一、鍋島・榊飛など召候、先々何と御機嫌御座候ての御事と、何も聞耳を立て居申候と聞
申候事、

一、先書ニ申入候、昔の古城ニ堀之御座候所、此近比かゝり候て、大普請仕埋申し候事、
一、石垣の有所ハ無御座候、然とも佐敷・みな又と申両所、古肥後時城御座候をわり申候
つる、堀も埋申石垣ハ勿論崩候得共、はしあしに石之見へ申候所少御座候、入ぬ所にて候
へともそれも石をのけさせ申候、此段伊豆殿へも御物語被成可下候、恐惶謹言（以下略）

＜史料六＞⁽³²⁾

六月七日細川忠利、松平信綱宛書状

一筆令啓上候、上様弥御機嫌能可成御座候、次鍋島信濃・榊原飛騨被為 召寄罷下候由承
候、御機嫌之程如何御座候ての儀と無御心元存候、将又、我等国之内石垣之有所ハ無御座
候て、然共佐敷・みな俣と申両所、古肥後守時城御座候を割申候つる、堀も埋申石垣は勿
論崩候へとも、端々ニ石之見へ申候所少ハ御座候、不入所にて御座候へとも、それも石を
のけさせ申候、自筆ニテ可申入候へとも、江戸にて如相煩候積も差出手振申候間、他筆に
て如是御座候、

（中略）

尚々先筆ニ申入候、合志と申所に御座候古城ニ堀之御座候所、此近比迄かゝり候て、埋申

候、以上

この上記二つの史料は、同日に細川忠利から松平信綱と戸田氏鎮に出さされた書状である。内容を見てみると氏鎮宛書状の書状では、最初に五月十日の内容で触れた合志の古城について、堀を埋めてそれが大普請であった事を述べている。つぎに五月五日の「奉書（細川）」にみられる「芦北郡の古城」の現況が明らかにしている。それを述べたのがこの二通の書状である。これによれば、佐敷城と水俣城に関しては、前領主の加藤氏があまり破却を熱心に行っていない。そこで石垣を壊し堀も埋めた。しかしこれ端々に石垣の石が散見できるので念のためその石ものけた。

とくに＜史料五・六＞は、城郭の破却について重要な問題を示している。つまり前領主の加藤氏の段階では支城の破却が不十分であったこと。特に佐敷城・水俣城など芦北郡の古城については特に不十分で「奉書（細川）」に見られるように、現地調査の前から懸念材料であったこと。忠利が幕府の上使・副使の両方に同じような文面で書いており、氏鎮に対しては上使である信綱に伝えてほしいと書き添えていること。また信綱に対しては、本当は自筆で書くべきところ病気のため手が震えて書けないため、代筆を頼んだことなど忠利の上使衆に対する慎重な対応が窺える。さらに両方の書状の書き始めに、天草・島原の乱の軍令違反で江戸に召喚された、鍋島勝茂とその軍目付の榎原職直ら細川氏と親交の厚い二人⁽³³⁾についての去就も「無御心元存候」と心配している。細川氏の天草・島原の乱の活躍について、江戸でそしる人も多いと父の忠興より注意を受けた⁽³⁴⁾忠利の緊張感が伝わってくる。

しかし史料を見れば、石垣のある古城があったのか、なかったのかという内容に対しては、焦点が定まっていない不自然な印象を受ける。また、石垣のある古城が対象であるのに、肥後国内に多く存在していた石垣のない中世城を、特に合志の城（竹迫城）だけを、報告対象にしていることも何か論点をはぐらかしているようにも受け取れる。

ということは、中世城を含め石垣や堀の残る古城が意外に多かったのではないかと連想させられる。特に佐敷城・水俣城は、元和一国一城令の段階での石垣の破却はなかったように感じる。

細川氏は、天草・島原の乱後、幕府上使衆が古城の石垣の破却を確認するのが、任務の一つであるという情報を手に入れて、急いで対応した。また懸念のとおり破却されていなかった佐敷・水俣城に対しては、「古肥後時」のことであるという言い訳も忘れていない。

つまり細川氏は親幕の外様大名として小倉時代に忠実に徹底した破却を行っており、肥後転封になった後、加藤時代の支城の残存状況を見てかなりの違和感を覚えたと思われる。

また五月五日の「奉書（細川）」に見られるように、既に調査前に細川氏には、一国一城令について前領主の加藤氏はあまり徹底した破城をおこなっていないという認識があったからこそ「芦北郡ノ古城之事、念を入候と重疊申渡ニ付而」というような指示を出している。従って肥後入国後の細川氏は、加藤氏の残した古城の処理に苦慮していたと思われる。

このように考えれば、肥後細川領内で一次史料による元和一国一城令の破却や、それ以降の城郭の破却については管見の範囲内ではない。天草・島原の乱後の破城の例は、たとえば宇土城や関ノ

城（鷹ノ原城）などがあると言われているが、ほとんどが二次史料であり伝承の域を出ないものであるといえる。しかし、近年の城郭の発掘調査により寛永通宝が出土したことは、これらの問題に對して一つの結論を得ることができる。たとえば熊本県南関町関ノ城では、根石部分から寛永十二～三年頃鋳造の「古寛永」と言われている寛永通宝の出土があった。出土地点は破城により石垣を隠すため多く搬入された根石部分の土からである。つまり少なくとも、石垣の根石部分を覆う土は寛永十三年以降であることは疑いのないことである。よって元和一国一城令の段階では、関ノ城は石垣が壊されたかどうかは不明であるが、土をかけて見えなかった状態ではないと判断できる⁽³⁵⁾。

このような視点から出土物を見てみると、確かに寛永通宝の出土が、熊本領内では佐敷城・宇土城などにある。残念ながら土層との関係は石垣と比して明らかではないが、今後さらに発掘により、たとえば肥前系の陶磁器など多くの遺物が出土すれば、破城の目安になると考えられる。

三、破城に関するまとめ

今まで近世城郭の破却について、佐敷城を中心に述べてきたのであるが、今回の観点から次の結論を導くことができる。

江戸幕府の城郭統制で一般に知られている「一国一城令」は、現象面では広く浸透し、その結果それが「令」としての機能を持っていると考えられていた。また現在確認できる史料に対し不十分な史料批判により、城郭破却の研究がなされ、それが元和段階であることを前提として結論が出されていた感がある。

しかしあくまで「一国一城令」は、連署奉書の書状形式で発給されたものに他ならない。その性格は時限的効力しか持ち得ず、発給された側に伝わればその効力はなくなってしまうという前提を見逃すことはできない。つまり一国一城令が発給された段階では、元々主君であった豊臣を滅ぼしたという事実があり、いきなり高圧的に政治のイニシアチブをとることに対し不安感を覚えた結果、このように奉書形式で出すことしかできなかつたのではないだろうか。

加藤氏時代の肥後国には、一国一城令に対する具体的な一次史料はないが、肥後国に転封した細川氏の書状類に見られるように、破却があまりされていない。細川氏は入国後にその現実を知り、天草・島原の乱後の支城破却の徹底化に苦慮する様子が窺える。史料的に見れば佐敷城・水俣城は、石垣が一国一城令の段階では石垣があまり壊されていなかつた。また発掘の結果、例えば南関町関ノ城での「古寛永」の発見を見れば、少なくとも天草・島原の乱後の破却であると想像させられる。

以上のことから元和一国一城令は、この段階での幕府権力の限界を自ら示すものである。しかし、強制力を持たないこの「連署奉書」に対し、多くの大名たちが蓋然的に従う形となり、後の時代に「令」としての認識を生むことになったのではないだろうか。またこの結果に満足した幕府は一ヶ月後に「右可相守此旨者也」と諸大名に対して、優位性を強調できる武家諸法度を発布することができた⁽³⁶⁾のである。著者が「元和一国一城令は、武家諸法度よりはじまる一連の大名統制の試験

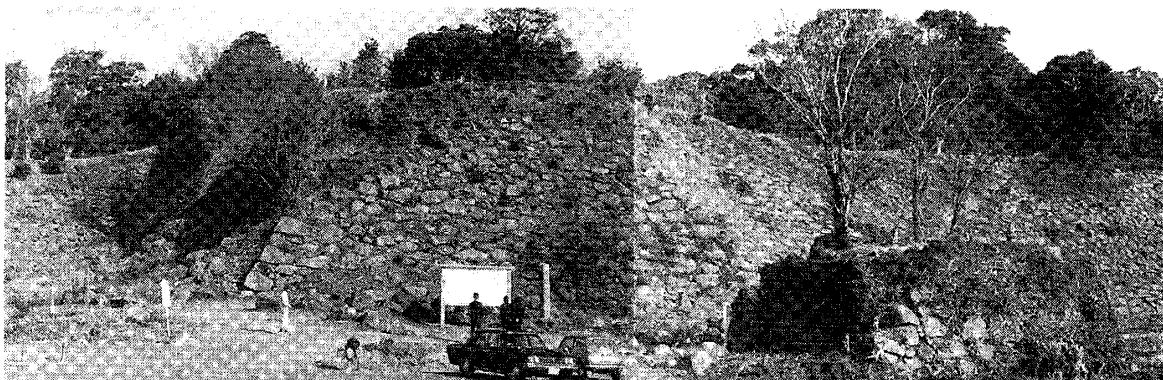
的要素が強い」と主張したのは、まさにこれをあらわしている。

第三章 城郭破却の現状について

近年、中世・近世の城郭について発掘調査が行われている。佐敷城もこの一つであるが、発掘調査により、元和一国一城令で完全に破却されていたと伝えられていた城郭に、意外と石垣がのこっていることがわかっている。また一方、史料や伝承が示すとおり発掘の結果、著しく破壊された城郭を見ることができる。さらに一つの城郭で、部分的には大きく破壊されているものの、残る部分は意外と適当に処理されており、あまり破壊されていない印象を持つものも多い。いったいこの差異はどこからくるのであろうか、それがこれからのテーマである。

城郭研究の中で「城破り（しろわり）」は、現在一つの分野で確立している。この城破りについて、最初に問題定義を行った藤木久志・伊藤正義両氏の功績は大きい。両氏によれば城の破却とは城主を追い出し城跡を土塊の山にしてしまう、徹底した廃城を意味しておらず、よってかつての領主から対面と権力をはぎ取るのがねらいであったとしている。つまり相手の縛張りの否定であり、戦国期の「城破り」は徹底した城郭の破壊・廃城ではなく、虎口などの象徴的施設を破壊することで、屈服と降参を表す「降参の作法」であると言われている⁽³⁷⁾。たしかに近世城郭の発掘調査をみれば、城郭の破壊の仕方に多くの共通点を見いだすことができる。よく見るのが虎口部分の徹底した破壊、石垣の隅角部分を落としているもの、また築石部をV字状に石を落としているものなどである。しかしこれらの発掘調査の結果が、伊藤氏の「降参の作法」という理論と結びつき、前述の破城の仕方を「破城の作法」ととらえ始める傾向が見られる。またこの「破城の作法」という言葉が一人歩きをし、その破壊の方法に呪術的な精神論を主張する内容も多い。ここでは具体的に実例をあげ、城郭石垣の破壊の仕方に果たして「作法」というものが存在するのかを考察したい。

前項において、元和一国一城令によって破却されている支城は、明確でなく伝承の域を出ないものも多いのではないかという結論を述べた。またここ佐敷城においても実際に発掘調査により出土した石垣が、何時の段階であるか確定することは難しい。よってここでは、今見ることのできる状態が、何時の段階の破却であるかについては言及せず、発掘された現況や現地踏査の状況から述べ



＜肥前名護屋城の写真＞

てみたい。

最初の写真は、肥前名護屋城跡の写真である。現在名護屋城跡は整備をされており、破却時の様子を理解することはできない。しかし、この写真は著者が一九七〇年に撮影したもので、整備される前のもの、つまり最後に破却された段階の様子を現していると思われる。この場所は「大手口」と呼ばれる場所で、石積みについては名護屋城の中では技法としては最も優れた積み方と言われている⁽³⁸⁾。確かに名護屋城は徹底して破却した場所もあるが、このように一部手を加えれば今にも石垣として成立しそうな雰囲気のある場所もある。

次の写真は、天草・島原の乱の舞台となった長崎県南有馬町の原城跡の発掘後のものであるが、本丸部分は隅角部分を壊され、上部の築石をはずされ土をかけて埋められていた⁽³⁹⁾。これらの写真や佐敷城跡の現況を見れば、確かに隅角部を壊し、虎口部分を著しく破壊している。この

ことが一般に言われる「破城の作法」である。

著者は、これらの事を「作法」と定義してよいものが疑問を持っている。なぜなら「作法」と定義することにより、何か破城の仕法の中に共通の精神や、統一権力の圧力を意図しているように感じるからである。例えばこれらの肥前名護屋城跡や原城跡の写真を見て、人によっては徹底的に破壊されて、この状態では城郭として機能できないと考える人もいる反面、土をのけてその後に追加工事を行えば、城郭としての再利用に耐えうるものである、という印象を持つ人もいるのではないだろうか。と同時に、同じ城跡の中でも徹底した破壊をしている場所と、あまり破壊された形跡がなく、土をかけただけの様なものもあり、ここでも個人より印象も様々であろう。また虎口を壊す「作法」に従っていない鹿児島県の栗野城跡（栗野町）や富隈城（隼人町）の例もある。

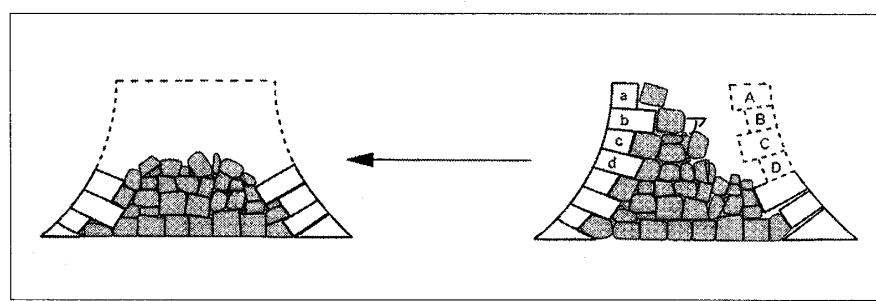
つまり、ここでは多くの例をあげないが、概して城郭の破却については、「破城の作法」と呼べるような統一的概念は窺えない。それでは何故多くの城郭の石垣が、隅角部分や虎口部分の破壊が多く見られるか、その理由は単にそこから壊すことが容易であるからに他ならない。また城跡により壊し方に違いが見えたり、例えば肥前名護屋城跡のように同じ城跡で破壊の仕方に差違を感じるのは、破却の担当者の性格によるものであると考えた方が自然である。そう考えれば「破城の作法」という概念が共通性や具体性をもたないということに説明ができる。そのつまり「破城の作法」という具体的な仕法がないことが、元和一国一城令で「悉可有破却之旨」とあったことに対して、大名により「破却」の解釈が異なったことになるのではないだろうか。このことは管見の範囲内で、破却の仕方が不十分で、このように壊すべきだと、破却の仕方について具体的な異議を唱える史料



＜原城の写真＞

がみえないことがあらわしている。

ところで著者は佐敷城の整備工事の設計・管理を担当した関係上、石垣工事を担当した石工と話す機会に恵まれ、その後折に触れ、ある程度の石垣を施行した幾人かの石工と積極的に聞き取りをおこなった。質問した内容は城郭の石垣を破壊するときは、どこから行うか、また隅角部分が壊された城跡をみてどう感じるかの二点であった。その結果全員が、隅角部分から壊すという意見を得ることが出来た。また興味を持ったのは、片方の隅角部分を破壊すると、左右の隅角部分から押されている築石部のバランスが崩れ、それに対応する反対側の隅角部分から押されて中央部の築石部が自然と壊れてくるという話を聞くことが出来た。つまり両方の隅角部分を破壊することによって結果的に中央の築石部が安定している。また一方の隅角部分が壊れて石垣を守る緊急処置方が反対



石垣の安定要素

例えば A・B・C・D の角石を取りれば、バランスをとれなくなり石垣の中央部のアの部分が歪み崩れるのでa～dの角をとって安定させる。

側の隅角部分を壊すことであるという⁽⁴⁰⁾。

確かに「部分御旧記 城郭部」⁽⁴¹⁾には、石垣が自然災害等で崩壊しそうになった時、幕府から普請許可が出るまで「石を取りのけ」など一部を壊すことによって応急処置をしている様子が散見される。

以上のことから発掘調査において見ることの出来る隅角部分や虎口部分の破壊は、その程度に多くの差異が見られることから、「破城の作法」と呼ばれるべきものではない。単に破城の担当者の主觀に左右されると考えられる。現況をみれば「壊しやすい箇所は壊し、壊しにくい箇所はあまり壊さない」といえる。この力学的な要素が強い、結果論としての破壊を「作法」定義づけると、前述のように精神面での共通性や統一権力による圧力を示唆するように思われ適當ではない。一部の隅角部分を破壊して、土をかけただけでは不安定で、それによる石垣崩壊の恐れもあるため、結果論として全体の隅角部分を破壊したのであろう。

このように「破城の作法」と呼ばれるものはないと考えられるが、「破城の儀式」というものはあると思う。ここ佐敷城では「天下泰平国土安穏」銘の鬼瓦が、虎口部分の階段の一つを意図的に外された場所に、丁寧に置かれた状況で発見された⁽⁴²⁾。このような状況が多くの城郭であるか不明であるが、今後発掘によりこのような「破城の儀式」が見ることが出来ると思う。

おわりにかえて

今まで城郭の築城時期と破却の時期について、佐敷城を一例として史料による考察と発掘調査や

現地踏査による考察を複合しながら行うという行為を行ってきたが、多くの発掘担当者が抱えている疑問に対し著者なりの見解を述べたつもりである。本稿の中心となる論点を一言であらわせば、城郭の構築時期や破却について、多くの差異を感じるのは何故か、ということである。近世の初期、つまり徳川氏が統一権力を掌握しようとする段階において、曖昧な形でしか諸大名を統制できなかった一つの例を、これら一連の城郭政策にみることができる。この曖昧な形に乱世に疲れた諸大名や民衆が、蓋然的に従いそれが制度として定着した、これが幕藩体制の初期段階の城郭統制ではないだろうか。

＜付記＞

本稿は、芦北町文化財調査報告第2集『佐敷城跡』（2004.3）に掲載の拙論、「近世初期の城郭の普請と破却について」に加筆したものである。

註

- (1) 中・近世の画期を考古学的に求めた例は、鈴木重治氏の「近世土器の編年」（「中近世土器の基礎研究」日本中世土器研究会、1985年）などがある。鈴木氏によれば、唐津焼と土器である焼塩壺の出現をもって画期としている。しかし歴史学的要素を考えるならば、中国の明清交代の時期に肥前系陶磁器が初期伊万里から大量生産を意識するようになった、初期伊万里から古伊万里への変化の時期、つまり1760年頃を考えたほうがいい場合もある。
- (2) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』御茶の水書房 1959年。
- (3) 特に中・近世城郭に対しては、史料的制約もあり、伝承・編纂物を中心とした二次史料を根拠にしたものも多いが、本稿ではできる限り一次史料を用いたい。
- (4) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』吉川弘文館 1983年、98頁。
- (5) 史料については、一般に「井上弥一郎梅北一揆始末」（大阪城天守閣蔵）が知られている。この史料は、当時佐敷城の留守衆の一人であった井上弥一郎によって書かれていることから、信憑性が高い一次史料として認識されている。しかし近年、草稿が発見され（大阪城天守閣蔵）その奥書に「肥後落去已後」とあることから、加藤氏改易の寛永九（1632）年以後のものであり、少なくとも事件後四十年の歳月を経て書かれていることが判明した。また一方この史料とほぼ同時期と推測される史料（「梅北宮内左衛門一揆之次第」花岡興史編著『佐敷花岡城保存整備工事報告書』芦北町 1998年）も発見され、議論となっている。（佐藤伸二「掘り出された石垣は語る 一佐敷城秘話一」『熊本歴史叢書4 近世 藩政下の傑物と民衆』熊本日日新聞社 2003年）
- (6) 紙屋敦之「梅北一揆の歴史的意義 一朝鮮出兵時に於ける一反乱一」『日本歴史』57 1975年。
- (7) 北垣聰一郎『石垣普請』法政大学出版局 1987年、80～85頁。

- (8) 北垣聰一郎『石垣普請』法政大学出版局 1987年、146～260頁。
- (9) 例えば熊本県八代市にある八代城（松江城）は、元和8年頃の築城であるにもかかわらず、築石部は石灰岩を利用した野ヅラ積みに見える部分も多い。石材が石灰岩という性格上、そのような築石部を呈していると思われる。またこの八代城には、元和5年大地震で崩壊されたとされる同市にあった麦島城の石材を転用しているという伝承もある。
- (10) 佐敷城の石垣の編年については、拙著『佐敷花岡城保存整備工事報告書』を引用した。
- (11) 佐敷城の石垣の編年は、以前、高瀬哲郎氏が二期に分類している（高瀬哲郎「九州に於ける近世城郭の石垣について（その三）」『研究紀要』第3集 佐賀県立名護屋城博物館 1997年）が、本稿では発掘調査の結果も考慮に入れ三期に分類した。ただし石垣の観察方法については高瀬氏の方法論に依拠した部分が多い。
- (12) 花岡興史『佐敷花岡城保存整備工事報告書』芦北町 1998年。
- (13) 細川家史料（熊本大学寄託永青文庫蔵）。
- (14) 川村博忠『国絵図』吉川弘文館 1990年。
- (15) これに関しては福田千鶴氏の見解に詳しい。（福田千鶴「十七世紀初頭における城郭政策の展開—城破りの視点から—」『論集きんせい』第17号 近世史研究会発行 1995年、47～48頁・64～65頁）。
- (16) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』吉川弘文館 1983年、98頁。
- (17) 慶長十七年、本多正信・酒井忠世・土井利勝・青山重成の連署で加藤家家老衆に対して出された九条の内の一（『大日本史料』十二 八）で、「一、水俣・宇土・矢部三ヶ所之城可為破却、然者水俣・宇土ニ在之諸侍・妻子共熊本江引越尤候事」とあるのによる。
- (18) 古くは高柳光寿氏の研究（「元和一国一城令」『史学雑誌』三三編一一号、1922年）を始めとして多くあるがここではいちいち挙げない。その多くは事例の検討が大部分である。
- (19) 小和田哲男「元和一国一城令以前の城割」『古城』十七号 1982年、同「一国一城令の不統一性」『城郭史研究』三号 1968年、同「一国一城令の施行状況」『日本歴史』十六号 1970年（後に三編とも『中世城郭史の研究』（小和田哲男著作集 第六巻）2002年、に転載される）。この中で小和田氏は一国一城令が、全国の大名を対象として出されたものでないことも、実例を挙げて述べている。
- (20) 白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房 1998年、153～181頁。
- (21) 花岡興史「元和一国一城令と佐敷城」『熊本県指定史跡 佐敷花岡城跡保存整備工事報告書』芦北町 1998年、111頁。
- (22) 横田冬彦『天下泰平』日本の歴史16 講談社 2002年、22頁。
- (23) これに関して何点かの史料は福田氏により紹介（福田千鶴「十七世紀初頭における城郭政策の展開—城破りの視点から—」『論集きんせい』第17号 近世史研究会発行 1995年、60頁）があるが、本稿では佐敷城に関する事でもあり、詳細に述べてみたい。

- (24) 『大日本近世史料 細川家史料』十二 九三一号。忠利は、同日にほぼ同じ内容で嫡子である光尚宛に書状を出している（『大日本近世史料 細川家史料』十四 一二三六号、14頁）。
- (25) 「『大日本近世史料 細川家史料』十二 九三一号」の「それより豊前通り罷歸、中一日湯二入、熊本へ十日二罷著候」による。
- (26) 「奉書」寛永十五年（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵
- (27) 「奉書（細川）」は細川氏の政務記録であり、藩主の命令を記録したもので、ここであげている一国一城令のような幕府発給の「（連署）奉書」とは全く性格が異なる。吉村豊雄氏によれば、「（細川）忠利による意思決定の集中・独占状態は「奉書」という文書形態をもって完成する。「奉書」とは、惣奉行が藩主から仰せ出された指示・命令を書き留めた冊子である。管見の限り他藩に類例はなく、細川氏の獨創的な文書形態と思える。」とある。（吉村豊雄「初期大名家の意思決定構造」『近世大名家の権力と領主経済』清文堂 2001年、161頁）
- (28) 「奉書」寛永十五年（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。
- (29) 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。
- (30) この場所はおそらく熊本県菊池郡合志町にある竹迫城のことであり、現在公園として整備され、このとき埋めたであろう堀も確認できる。
- (31) 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。
- (32) 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。『綿考輯錄』（細川護貞監修『綿考輯錄』第三巻 出水叢書3、233頁）にも同文あり。
- (33) 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 1993年、276～279頁。
- (34) 山本博文『江戸城の宮廷政治』読売新聞社 1993年、260～265頁。
- (35) 肥前名護屋城本丸部分の裏込め石の間から「寛永通宝」の出土があった。これは十八世紀中期以降の「新寛永」と呼ばれるもので、よって古城は一国一城令や寛永期の破却だけではなく、その後も何らかの形で破却されることになる。（高瀬哲郎「肥前名護屋城 天下人秀吉の夢の跡」藤木久志・伊藤正義編『城破りの考古学』吉川弘文館 2001年、131～133頁）
- (36) ただ武家諸法度も本稿で述べたように、内容を曖昧にすることにより段階的に浸透していくという事は考えなくてはならない。
- (37) 伊藤正義「城を破る—降参の作法②」『歴史を読みなおす15 城と合戦 長篠の戦いと島原の乱』朝日新聞社 1993年、52～53頁。
- (38) 高瀬哲郎「九州に於ける近世城郭の石垣について（その一）」『先史学・考古学論究』一熊本大学文学部考古学研究室一創設二十周年記念論文集 龍田考古学会 1994年、286～287頁。
- (39) 原城に関しては、近年発掘調査によって新しい見解がなされている。服部英雄氏によれば、一揆勢が廃城になっていた原城に入ったときに、わずか四日で修復したとあるのはとても不

自然である。ということは廃城というのは記録上のことで実際は老朽化はしていたが、簡単に修復して使える建物があったのではないかと考えられるという（服部英雄「原城と有明海・東シナ海」石井進・服部英雄編『原城発掘』新人物往来社 2000年、170～171頁）。また発掘担当者の松本慎二氏も同様に、短期での修復は不可能であり、天草・島原の乱の前の段階での松倉氏の破却はかなり手抜きであり、門などの施設やその他の建物が存在していたことを主張している（松本慎二「原城 島原の乱と城破り」藤木久志・伊藤正義編『城破りの考古学』吉川弘文館 2001年、234～235頁）。つまりこのことからも従来考えられている一国一城令の効力は、不十分であったと考えた方が自然である。また建物があったと言うことは、その基礎となっている石垣もあまり壊されてなかつたのではないかと思われる。

- (40) 花岡興史編著『熊本県指定史跡 佐敷花岡城跡保存整備工事報告書』芦北町 1998年、42～43頁。
- (41) 「部分御旧記」城郭部（細川家文書）熊本大学寄託永青文庫蔵。
- (42) 『佐敷花岡城Ⅱ』芦北町教育委員会 1996年。